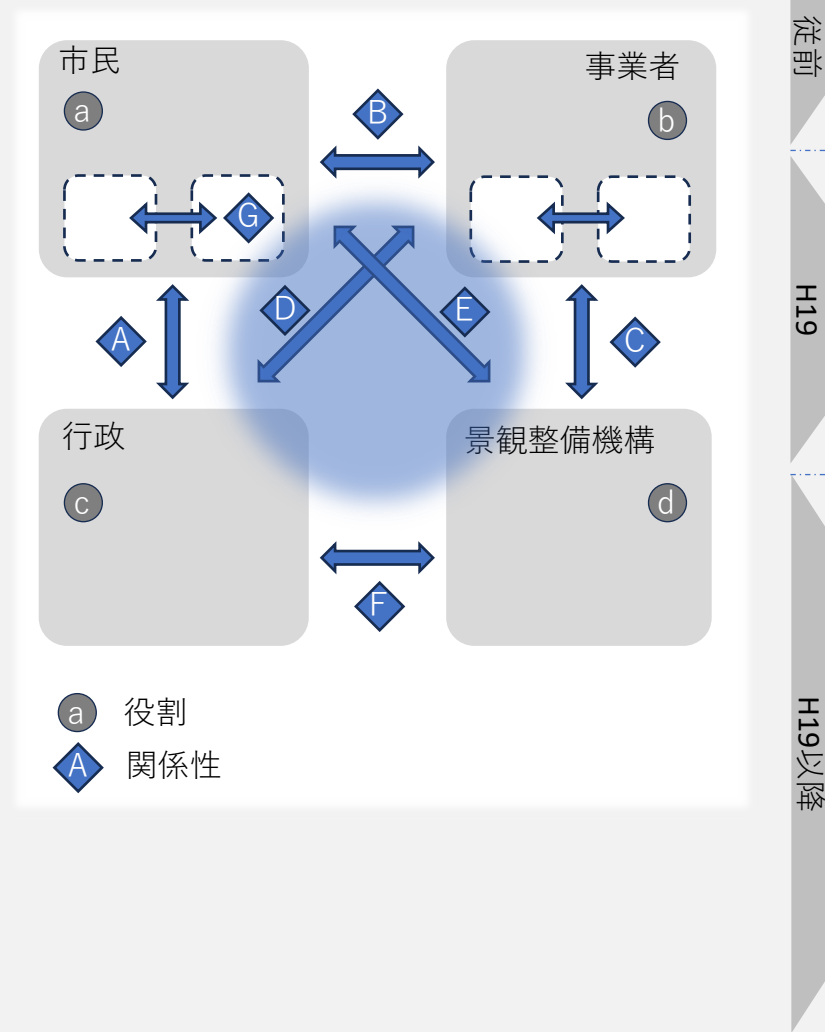


基本的な考え方⑤：行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

景観形成にあたり“公共の財産”としての景観に対する意識の醸成や共同体における価値観の共有を促進するとともに、景観形成への参加・協力により、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が、京都の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえた一体となって取り組むことを基本とする。

基本方針に紐づく取組



意識醸成に向けた取組

景観政策検証システム
政策の普及啓発、チェックバック 【c】白書公表により状況共有 【A D】市民会議にて意見交換
京都景観賞
優れた景観の形成事例を表彰、発信 【A D】取組を表彰 【c】取組を発信
景観ゼミナール
景観に関する意識啓発を推進 【A】講座実施による普及啓発
景観整備機構の指定
景観整備や教育等を行う機関を指定 【c】景観整備機構を指定 【d】景観づくり活動を普及、支援 【F】指定による活動支援と連携

共同体での価値共有に向けた取組

市街地景観協定
地域主体の景観形成に関するルール 【a】地域ルールの作成 【c】地域ルールの認定 【b】ルールに沿って計画

景観形成への参加に向けた取組

建造物や街並みの保全継承(柱5)
建造物等の指定や修景への補助 【A D】指定建造物等の修景補助 【a b】建造物等を保全継承
高さ規制(柱1) デザイン基準(柱2) 眺望・借景(柱3) 屋外広告物(柱4)
地域ごとの規制による景観形成を誘導 【c】景観形成の方針を規制化 【b】規制に沿って計画 【D】デザイン会議にて基準検討(柱2)

地域景観づくり協議会制度

価値共有を推進する制度の創設 【c】団体、ビジョン等の計画を認定 【G】ビジョン作成による価値共有 【B】意見交換による価値共有 【b】意見を取り入れて計画
--

専門家派遣制度

地域の景観づくりをサポート 【A E】ビジョン等の作成を支援

ガイドラインの策定

基準やビジョンのガイドライン化 【A D】ガイドラインの公表 【b】ガイドラインに基づき計画
--

景観情報共有システム

景観に関する情報をGIS化して発信 【A D】

眺望景観プロファイル

歴史的資産周辺の景観情報を公表 【A D】

提示された主な意見

<景観の捉え方>

・景観を評価する際には、物理的な見え方だけでなく、住民の心理的評価や内面化されて生じる意味、すなわち「風景」の概念など多角的な視点が必要。

・大きな階層での評価だけでなく、人間による評価との折り合いも重要。

<市民、事業者等の取組やパートナーシップ>

・地域景観づくり協議会は重要な取組だが、いたずらに事業者との対立構造を生じさせている可能性がある。高齢化などで市民の負担が大きい。規制を超えた地域ビジョンの実現に向けて既存制度の検証が必要。

・景観を「自分事」としてまちづくりを行える人材を育む必要がある。

・京都の強い景観規制は民間事業者の景観づくりへの積極的な参加を抑制している可能性がある。

・公共空間の利活用が進む中、登場人物も増加しており、新たに景観的配慮を求める対象があるかもしれない。民間の公共貢献や、エリアマネジメントによる管理運営をどう誘導するかも重要。

主な関連する計画等

※地域コミュニティ活性化ビジョン、市民参加推進計画及び各区基本計画の通底部分を統合する新たなビジョンを策定予定。

京都市地域コミュニティ活性化ビジョン

地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するためにまとめたもの。住民の「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら取組を進める。

<基本指針と推進項目>

【基本指針①】一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり

- ・推進項目(1)住民同士のつながりづくり
- ・推進項目(2)地域活動への住民の参加促進

【基本指針②】多様な地域の特性に即した地域活動の推進

- ・推進項目(3)地域団体による地域課題の把握・解決
- ・推進項目(4)地域団体の持続可能な運営支援

【基本指針③】多様な主体の連携・協働の促進

- ・推進項目(5)市民活動団体等と地域団体との連携

第3期 京都市市民参加推進計画

市民参加を市政運営の基本原則として、市民参加を総合的に推進する計画として策定。①「学び」や「信頼」をはぐくむ対話の推進、②次世代につながる市民参加の裾野の拡大、③協働による課題解決への挑戦、の3つの視点を重視し、16の施策・取組を推進する。

<目指す未来像>

参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現

<基本方針>

①市民との未来像・課題の共有
②市民の市政への参加の推進
③市民のまちづくり活動の活性化

京都市都市計画マスタープラン(再掲)

京都市基本構想に示す京都の将来像を都市計画の観点から肉付けし、長期的な視点に立った都市づくりの将来像ビジョンを明確化するもので、都市づくりを進めるための指針。現計画の計画期間が令和7年までとなっているため、次期計画の策定に向け検討中。

<全体構想 目標とする都市の姿>

【環境】地球環境への負荷が少ない都市
【経済】活力ある都市
【生活】誰もが快適に暮らすことのできる都市
【文化】歴史や文化を継承し創造的に活用する都市
【安心・安全】安心で安全な都市

<地域まちづくり構想>

各地域の多様な主体により検討した地域の将来像とまちづくりの方針について、都市計画マスタープランに位置付けるもの。
(18地区で策定・R7.8現在)